

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和8年1月30日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業

(2) 業務の目的

地域の身近な相談窓口の充実と合わせて、子育て関連施設等の集約化を図り、こどもも大人もわくわくと、安心して遊べる今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備を行い、子育ての理想郷の実現を図ること目的とする。

(3) 業務内容

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 各種申請等業務
- (エ) 解体・撤去工事業務
- (オ) 建設工事業務
- (カ) 工事監理業務
- (キ) 施設引渡し業務
- (ク) その他施設整備上必要な業務

イ 開業準備業務

- (ア) 維持管理・運営体制の確立業務
- (イ) 供用開始前の広報活動業務
- (ウ) 供用開始前の予約受付業務
- (エ) 開館式典、内覧会等の実施業務
- (オ) 開業準備期間中の維持管理業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 什器備品等保守管理業務
- (エ) 外構等保守管理業務
- (オ) 環境衛生管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 備蓄倉庫管理業務
- (ク) 警備業務
- (ケ) 修繕・更新業務

エ 運営業務

- (ア) 運営管理業務
- (イ) 利用料金の徴収及び還付業務
- (ウ) 地域子育て支援運営業務
- (エ) 児童センター運営業務

(オ) カフェ等の運營業務

(カ) 自主事業

詳細は、別紙「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 募集要項」(以下「募集要項」といいます。)、
「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 要求水準書」(以下、「要求水準書」といいます。)のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から 令和27年3月31日まで

- ・仮契約締結は令和8年10月頃予定
- ・本契約締結は令和8年12月下旬予定(市議会による議決後)

2 提案上限金額

9,086,578,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、提案価格書の金額が、提案上限金額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、募集要項の参加資格要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者(以下「参加者」といいます。)とします。

5 担当部署

今治市役所

こども未来部 こども未来政策局 ネウボラ政策課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL: 0898-36-1553

FAX: 0898-34-1145

E-MAIL: neuvola@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 優先交渉権者選定基準」(以下、「優先交渉権者選定基準」といいます。)のとおり

7 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和8年1月30日(金)から 令和8年4月7日(火)午後5時まで

(2) 配布場所

以下のホームページアドレスよりダウンロードするものとします。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/neuvola/shisetsu/seibi-unei/>

なお、窓口での配布は行いません。

(3) その他

「要求水準書」の資料一覧ページにデータ送付と記載した資料が必要な場合は、
「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 様式集」(以下、「様式集」といいます。)
に示す様式を前記5担当部署へ電子メールにて提出すること。

8 参加表明

(1) 提出期間

令和8年4月3日(金)から 令和8年4月7日(火)午後5時まで(必着)
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前
9時から午後5時まで

- (2) 提出場所
前記5「担当部署」
- (3) 提出書類及び提出部数
別紙「募集要項」「様式集」のとおり
- (4) 提出方法
提出期間内に、応募者の代表企業が持参又は配達証明付郵便(郵便事故等につい
ては提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。)
により提出するものとします。

9 応募提案書類の提出

- (1) 提出期間
令和8年7月6日(月)から令和8年7月9日(木)午後5時まで(必着)
ただし、持参は、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時か
ら午後5時まで
- (2) 提出場所
前記5「担当部署」
- (3) 提出書類、提出部数
別紙「募集要項」「様式集」のとおり
- (4) 提出方法
提出期間内に、応募者の代表企業が持参により提出するものとします。

10 選定方法

基礎審査は担当部署において確認し、提案内容審査・提案価格審査は、「今治市ネウ
ボラ拠点施設整備・運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」といいます。)」が行い、
前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」
といいます。)を選定します。

- (1) 基礎審査
応募提案書類の内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認します。
 - ア 要求水準書の要求水準に未達の無いこと
 - イ 募集要項及び様式集に示す応募提案書類の作成に関する条件について違反の
無いこと。基礎審査項目を満たさないことが確認された参加者は失格とします。
- (2) 提案内容審査・提案価格審査
応募提案書類について、プレゼンテーション等を実施し、提案内容及び提案価格
の審査を行います。
なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。
- (3) 参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成で
きるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。
- (4) 全ての提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、
契約候補者を選定しないものとします。

11 選定結果

- (1) 基礎審査
審査結果を電子メールにより参加者全員に通知します。また、基礎審査項目を満
たしたことが確認された者にも、プレゼンテーション等を実施する旨を、電子メ

ールにより通知します。

(2) 提案内容審査・提案価格審査

選定結果を電子メール及び書面により本審査参加者に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は応募提案書類等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案価格書の金額が、提案上限金額を超えた場合
- (5) 応募提案書類の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 債務負担行為の設定

本事業の事業費は、令和8年3月今治市議会定例会において債務負担行為の設定を予定しています。

本事業に係る公募型プロポーザルについては、事業実施に係る債務負担行為設定前に公告するものであるため、本事業に関する契約の締結までに事業実施に係る債務負担行為予算が議会の議決を得られない場合は、公募型プロポーザルで選定された契約候補者との契約締結ができなくなることに同意のうえ応募してください。

なお、その場合も本事業への応募等に関して契約候補者が支出した一切の費用を市は負担しません。

(2) 費用負担

提出書類等の作成及び提出、その他プロポーザルの参加に際して必要となる費用は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

(3) 契約書

提示した基本協定（案）、基本仮契約書（案）、設計建設工事請負仮契約書（案）、維持管理運営委託仮契約書（案）により作成します。